

有害鳥獣駆除 実施中

京極町では猟友会協力のもと、有害鳥獣駆除として下記のとおり実施しておりますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

鳥獣等の種類	アライグマ	タヌキ		キツネ		ニホンジカ		カラス		ヒグマ	
方法	箱わな・銃	箱わな	銃	箱わな	銃	くくり罠	銃	箱わな	銃	箱わな	銃
目的	被害の低減化、侵入・定着防止	管理（被害防止）	管理（被害防止）	管理（被害防止）	管理（被害防止）	管理（被害防止）	管理（被害防止）	管理（被害防止）	管理（被害防止）	管理（被害防止）	管理（被害防止）
実施期間（毎年）	4/1～3/31	4/1～3/31	4/1～9/30、10/1～1/31（狩猟期間）、2/1～3/31	4/1～3/31	4/1～9/30、10/1～1/31（狩猟期間）、2/1～3/31	4/1～3/31	4/1～9/30、10/1～3/31（狩猟期間）	5/1～10/31	4/1～9/30、10/1～1/31（狩猟期間）、2/1～3/31	4/1～12/31	2/1～9/30、10/1～1/31（狩猟期間）
区域	京極町一円。 但し、銃器は規則第7条第1項第7号を除く。	京極町一円	京極町一円。 但し、銃器は規則第7条第1項第7号を除く。	京極町一円	京極町一円。 但し、銃器は規則第7条第1項第7号を除く。	京極町一円	京極町一円。 但し、銃器は規則第7条第1項第7号を除く。	京極町一円	京極町一円。 但し、銃器は規則第7条第1項第7号を除く。	京極町一円	京極町一円。 但し、銃器は規則第7条第1項第7号を除く。

※規則第7条第1項第1号に該当する区域

・鳥獣保護区域(双葉ダム周辺)、公道、社寺境内、墓地

【お問い合わせ先】 京極町産業課林務係（電話：４２－２１１１）